

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町 1-1	

2. 措置期間 令和 7 年 8 月 2 8 日～令和 7 年 1 1 月 2 7 日（3 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

新明和工業（株）は、機械式駐車装置の設置工事に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 3 月 24 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成 1 1 年 3 月 3 1 日告示第 2 2 号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第 2 条第 1 項、第 4 条第 3 項及び別表第 2 第 6 項に該当。

なお、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等措置要綱第 4 条第 3 項を適用して 2 分の 1 の指名停止期間に短縮する。

〈指名停止等措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
別表第 2 (独占禁止法違反行為) 6 有資格者が、その業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき (前 2 項に掲げる場合を除く。) (指名停止の期間の特例) 第 4 条 3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、 (中略)、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。	当該認定をした日から 6 月 以上 12 月以内

問 合 せ 先

土浦市総務部管財課契約検査係

土浦市大和町 9 番 1 号

電話 0 2 9 - 8 2 6 - 1 1 1 1 (内線) 2 2 2 6、2 2 2 7